令和８年第３回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委　員　長　奈　良　祥　孝

副委員長　蛯　名　和　子

１　開催日時　　令和８年９月３日（木曜日）午前10時38分～午前11時29分

２　開催場所　　第３委員会室

３　審査案件

（１）議案第121号　青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（２）議案第124号　青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
（３）議案第125号　財産の取得について（ノートパソコンの購入）
（４）議案第126号　財産の処分について（大釈迦山林）
（５）議案第128号　公立大学法人青森公立大学第４期中期目標について

４　報告事項

（１）千葉豪雨に対する罹災証明コーディネーターの派遣について
（２）令和９年度知事と市町村長の意見交換会における要望について
（３）令和８年度下期青森競輪開催日程について

【挙手による報告】

（１）令和８年９月２日に発生した豪雨に伴う災害への対応について

○出席委員

委員長	奈良祥孝	委員	天内慎也
副委員長	蛯名和子	委員	舘山善也
委員	中田靖人	委員	奈良岡隆
委員	軽米智雅子	委員	大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小野正貴	監査委員事務局長	遠嶋祥剛
総務部理事	佐々木和人	企画部次長	沢木正明
企画部長	金谷浩光	税務部次長	鈴木健司
企画部理事	齊藤寿一	総務課長	藤林靖幸
税務部長	千葉康伸	企画調整課長	渡邊雅史
浪岡振興部長	奈良英文	地域振興課長	福原　崇
会計管理者	横内　修	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	太田直樹		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	久保拓哉	議事調査課主幹	富岡俊一

○奈良祥孝委員長　ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案５件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第121号「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)議案第121号「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料１を御覧ください。

「１　制定理由」につきましては、危険鳥獣でありますヒグマ、ツキノワグマ、イノシシに対する緊急銃猟、捕獲等の業務の危険性等を踏まえ、当該業務に従事した職員を対象といたします特殊勤務手当を、青森県に準じ新設するため改正をしようとするものであります。

「２　改正対象条例」は、資料記載のとおり、青森市職員の特殊勤務手当に関する条例及び青森市職員の育児休業等に関する条例となります。

「３　主な改正内容」でありますが、危険鳥獣捕獲等手当の新設であり、支給対象及び手当額につきましては、ライフル銃等の特殊銃による捕獲または殺傷など、著しい危険を伴う危険鳥獣の捕獲または殺傷の作業等に従事した場合は日額1640円を、射手のサポート、住民避難誘導など、危険を伴う特殊な作業等に従事した場合は日額1100円を、痕跡の確認等の作業または追い払い作業、銃器以外での殺傷または死体の処理作業に従事した場合は日額300円あるいは１件300円を支給するものであります。

なお、特殊銃による捕獲または殺傷については、現時点では対象となる市の常勤職員はおりませんが、将来的に常勤職員等による対応での特殊銃による捕獲等も想定されますことから、規定を整備しておくものであります。

また、現在、特殊銃による捕獲を実施しております非常勤特別職であるガバメントハンターにおきましては、あらかじめ報酬額に特殊銃による捕獲に係る手当相当分を含んでおりますことから、当該手当の支給対象とはならないものであります。

「４　施行期日」は、公布の日といたしまして、令和８年４月１日に遡及して適用することとしております。

なお、今回の改定によります令和８年度の影響額は、15万1000円を見込んでいるところであります。

続きまして、資料２を御覧ください。

資料２は、改正条例案の新旧対照表でありますが、内容につきましては、ただいま御説明した改正内容と重複しますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第121号「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長　これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　議案第124号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料１を御覧ください。

「１　改正の理由」につきましては、国家公務員災害補償法に基づきます人事院規則16-0（職員の災害補償）が令和８年４月に改正されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和８年５月に改正され、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の額が改定されましたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものであります。

「２　改正の内容」につきましては、消防作業従事者等の葬祭補償の定額部分の額を31万5000円から33万円に引き上げようとするものであります。

「３　施行期日」につきましては、公布の日としております。

「４　その他」につきましては、令和８年４月１日以後に支給事由が生じた葬祭補償については、改正後の額を適用し、同日前に支給事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例によるものであります。

また、令和８年４月１日以後に支給事由が生じました葬祭補償のうち、改正前の条例第21条または附則第８条の規定により支給された補償額につきましては、改正後の規定による補償額の内払いとみなす旨の規定を設けるものであります。

続きまして、資料２を御覧ください。

資料２は、改正条例案の新旧対照表でありますが、内容につきましては、ただいま御説明した改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第124号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の

制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長　これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第124号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　議案第125号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

件名は、ノートパソコンの購入であります。

本件は、ＧＩＧＡスクール構想第２期を踏まえ、ＩＣＴ環境のさらなる充実を図るため、青森市立中学校の全生徒が使用いたします教育用パソコン（Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ）を更新するものであります。

取得する財産はノートパソコン、数量は5908台となっております。

契約の方法及び相手方につきましては、令和８年度青森県公立学校情報機器等整備事業費補助金の交付を受けるため、青森県が実施いたしました令和８年度青森県学習者用コンピュータ等の共同調達に係る企画提案競技におきまして最優秀提案者に決定いたしました株式会社ビジネスサービス青森支店と契約を締結する必要がありますことから、同者との随意契約とし、見積書を徴したものであります。

その結果、予定価格内の価格が提示されましたので、株式会社ビジネスサービス青森支店と３億9642万6800円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして見積執行票を添付しております。

以上、議案第125号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長　これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第125号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号「財産の処分について（大釈迦山林）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第126号「財産の処分について（大釈迦山林）」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「１　処分の目的」ですが、本市が大釈迦地区に所有する山林について、令和８年５月に国土交通省から一般国道７号鶴ケ坂防災事業用地として売払い申請があったことから処分を行うこととしたものであります。

「２　処分する財産の概要」ですが、資料に記載のとおり、青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番１の一部及び同113番154の山林２筆、合わせて２万1423.69平方メートルとなります。

「３　契約の概要」ですが、相手方は国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所長岡本由仁、処分価格につきましては2752万8425円、覚書の締結日は令和８年７月30日となっております。

以上、議案第126号「財産の処分について（大釈迦山林）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○奈良祥孝委員長　これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員　大釈迦地区は住んでいる地域になるので、せっかくなのでお聞きしたいんですが、ここを市が所有していることに驚きました。これは浪岡町時代から引き継いだということでいいんですか。

○奈良祥孝委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　市がこの土地をなぜ持っているかということですが、まず、青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番１は平成16年――浪岡町時代に旧産能大学から自然保護ということで寄附を受けています。もう一筆の青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番154も浪岡町時代になりますが、昭和50年に自然環境保全の目的ということで、当時浪岡町が買収した土地になります。

○奈良祥孝委員長　天内委員。

○天内慎也委員　浪岡地区や青森地区に、市の所有している山というのはもっとあるんですか。

○奈良祥孝委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　これ以外のものについては、今手持ちがありません。

〔天内慎也委員「分かりました。大丈夫です」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員長　詳しくは担当課に聞けば分かると思います。

ほかに発言ありませんか。蛯名委員。

○蛯名和子委員　参考までにお聞きしたいんですが、国土交通省の今後の計画――豪雪対策と聞いているんですけれども、もし分かれば、今後の見通しなど、お願いします。

○奈良祥孝委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　まず、防災事業の内訳ですが、具体的には鶴ケ坂地区の交差点の付近の約3.7キロメートルの部分を４車線化するということ、また、この交差点を立体交差にするという事業となります。

事業の完成時期等については、今回御議決いただければ令和８年度内に土地は分筆して登記するんですが、令和９年度から着工予定ということだけはお聞きしているんですけれども、その後のスケジュールというのは、まだ私たちにも来ていない状態です。

○奈良祥孝委員長　ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第126号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号「公立大学法人青森公立大学第４期中期目標について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第128号「公立大学法人青森公立大学第４期中期目標について」御説明いたします。

この中期目標は、地方独立行政法人法第25条第３項に基づき、青森公立大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を、設立団体である市が定め、議会の議決を経て、大学に対して指示するものであります。

資料「公立大学法人青森公立大学第４期中期目標（案）新旧対照表」を御覧ください。

資料は、右側に第３期中期目標を、左側に本定例会に提案しております第４期中期目標を表記し、変更した部分に下線を引いております。

それでは、主な変更点について御説明申し上げます。

最初に、「前文」でありますが、ここには中期目標の趣旨・目的を記述しており、

主な変更点といたしましては、青森公立大学を取り巻く状況は変化しており、中でも、急速な少子化の進展は深刻な問題であり、今後、志願者数の減少や大学間競争がより一層激しくなることが予想される中で、選ばれる大学として存続していくためには、青森公立大学が持つ特色や強みを生かしつつ、社会が求めるニーズや社会情勢の変化にも適切に対応していく必要性がある旨を追加しております。

次に、「第１　中期目標の期間」でありますが、法第 78 条第１項の規定により、令和９年４月１日から令和 15 年３月 31 日までの６年間としております。

次に、「第２　大学の教育研究等の質の向上に関する目標」でありますが、主な変更点といたしましては、２ページを御覧ください。

「（３）教育の実施体制に関する目標」の「②教育環境の整備」及び「③学修環境の整備」において、大学におけるＤＸ化の推進を見据え、ＩＣＴを積極的に活用しながらＤＸを推進する旨を追加しております。

続きまして、３ページを御覧ください。

「２　研究に関する目標」の「（４）市の課題解決に関する目標」でありますが、主な変更点といたしましては、大学での現在の取組や中期計画を踏まえ、市が抱える政策課題等の解決に向けた研究を追加しております。

続いて、「第３　地域貢献に関する目標」でありますが、主な変更点といたしまして、１つに、「２　地域還元・情報提供に関する目標」において、知の還元の一つとして、社会人の学び直しのニーズに対応したリカレント教育の取組を推進する旨を追加しております。

２つに、「３　地域人材の輩出に関する目標」におきまして、人材育成について、まずは、商工団体等や地域のニーズを踏まえた人材育成が必要との考えの下、（１）と（２）の項目の順を変更した上で、「（１）商工団体等や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成に関する目標」では、フィールドワークを通じた課題解決能力等を養う実践型学習の重要性を踏まえ、内容を加筆・修正しております。

また、「（２）起業・創業や地元企業による新たな領域での事業展開に挑戦する人材育成に関する目標」では、起業・創業支援に加え、地元企業の商品開発や新分野進出への支援を通じた地域のビジネスの発展も重要でありますことから、内容の加筆・修正をしております。

３つに、「４　市への貢献に関する目標」におきまして、自覚という理念的な表現を、シンクタンクとしての機能強化という具体的な表現としております。

続きまして、４ページを御覧ください。

「第４　業務運営の改善及び効率化に関する目標」でありますが、主な変更点といたしましては、１つに、「１　運営体制の改善に関する目標」において、地方独立行政法人法の改正に伴い年度計画が廃止となったことにより、当該文言を削除、２つに、「３　人事評価の給与・昇任等への反映に関する目標」において、大学では令和７年度から人事評価制度を本格実施しているため、運用・改善を見据えた表現に

変更、３つに、「４　事務等の効率化・合理化に関する目標」において、大学におけるＤＸ化の推進を見据え、文言を追加、４つに、「５　広報活動の推進に関する目標」において、本年３月に大学で広報基本戦略を策定したことを踏まえ、文言を追加、５つに、教職員の働き方改革の必要性が高まっていることを踏まえ、新たな項目として「６　教職員の働き方に関する目標」を設定しております。

続きまして、５ページを御覧ください。

最後に、「第６　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」でありますが、主な変更点といたしましては、「２　評価結果の活用に関する目標」において、法改正に伴い、毎年度の業務実績評価が廃止となったことを踏まえ、文言を変更しております。

説明は以上でありますが、本定例会において当該中期目標を御議決いただいた暁には、年内を目途に、本中期目標を達成するための具体的な中期計画（案）を青森公立大学が作成し、市に提出いただき、その後、当該計画（案）について、青森市地方独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、市が第４期中期計画として認可することとしております。

以上、公立大学法人青森公立大学第４期中期目標について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長　これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員　青森公立大学のことは、全然詳しくないんですが、通っている学生は、市内出身の学生だけではなく、他市町村や他県出身の学生も通っていると思うんですけれども、その中で市内出身の学生の割合や人数をお願いします。

○奈良祥孝委員長　企画部長。

○金谷浩光企画部長　担当から回答させます。

○奈良祥孝委員長　担当課。

○渡邊雅史企画調整課長　東青管内と県内出身という形になりますが、よろしいでしょうか。

令和８年度の入学者の出身地の内訳において、東青管内が 118 名、東青管内を除く県内が 97 名となっております。

○奈良祥孝委員長　天内委員。

○天内慎也委員　市内出身の数が分からなかったのが、ちょっと残念ですが、資料に少子化の進展と志願者数の減少、大学間の競争が激しくなるからということで、選ばれる大学として特色や強みを生かしつつと書いているんですけれども、特色や強みとは何になるんでしょうか。

○奈良祥孝委員長　企画部長。

○金谷浩光企画部長　大学としての特色や強みということでありますが、何点か挙げられると思っております。

１つに、経営経済の専門性を持った教養人の育成という教育目的の下、人材を養

成していくこと、２つに、教育の量よりも質を重視し、一人一人の学生に向き合って支援をしていること、３つに、大学に地域連携センターを設置しており、積極的に地域に関わり、地域貢献に携わっているということ、４つに、企業と連携しながら、学生へのキャリア支援を手厚く行っています。

これらの青森公立大学の特色と強みを生かしていきながら、これからの大学間競争について望んでいくということだと認識しております。

○奈良祥孝委員長　ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

（　審　査　終　了　）

○奈良祥孝委員長　次に、報告事項に入ります。

初めに、「千葉豪雨に対する罹災証明コーディネーターの派遣について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　令和８年８月千葉豪雨に対する罹災証明コーディネーターの派遣について御報告いたします。

資料を御覧ください。

国では、被災地におきまして罹災証明書の交付や被害認定調査を円滑に進められるよう、罹災証明事務に関してマネジメント経験等を有する地方自治体の職員を罹災証明コーディネーターとしてリスト化しており、災害発災時には、被災市町村の支援ニーズに応じまして罹災証明コーディネーターの派遣を行うこととしております。

今般、令和８年８月に発生いたしました千葉豪雨に対し、千葉市からの派遣要請を受け、罹災証明コーディネーターとして登録しております本市主幹級職員を１名派遣したものであります。

派遣は、８月22日から31日までの10日間を一巡目といたしまして、二巡目は９月４日から11日までの８日間であり、罹災証明書の交付方針の決定、調査計画の策定など、また、その他罹災証明事務に必要な環境整備に関して支援を行ったものであ

ります。
次に、参考①の千葉市へ派遣前の被害状況につきましては、記載のとおりとなっております。
また、参考②の派遣者のこれまでの支援実績ですが、表に記載のとおり、複数回の災害支援業務に従事したものであります。
本市といたしましては、今後におきましても、被災地からの求めに応じ、積極的に支援してまいりたいと考えております。
報告は以上でございます。
○奈良祥孝委員長　ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○奈良祥孝委員長　質疑はないものと認めます。
次に、「令和９年度知事と市町村長の意見交換会における要望について」報告を求めます。企画部長。
○金谷浩光企画部長　知事と東青５市町村長の意見交換会の際、重点的に要望する内容について御説明いたします。
東青５市町村が連携し、県に対して重点事業要望を行うため取りまとめております青森圏域重点事業に関する要望書について、今般、その項目・内容等についてまとまりましたので御報告いたします。
資料「令和９年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。
表紙の次から重点要望項目一覧となっており、青森圏域全体で35項目あり、このうち、本市の重点要望項目はNo.１からNo.25までとなっております。
次に、資料「令和９年度青森圏域重点事業要望項目一覧【総務企画常任委員会】」を御覧ください。
総務企画常任委員会に関係する項目につきまして、企画部、税務部の順に御説明をいたします。
まず、企画部所管の４項目を御説明いたします。
資料「令和９年度青森圏域重点事業に関する要望書」の７ページを御覧ください。
No.７「青森県独自の移住支援制度の充実について」につきまして、本市と圏域４町村では、連携して移住促進に取り組んでおり、引き続きこれらの取組を強力に推進するため、青森県独自の移住支援制度及び移住や関係人口創出を促進するための支援の充実について、要望するものであります。
次に、13ページを御覧ください。
No.13「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」につきましては、本日、民生環境常任委員協議会において御説明しているところでありますが、青森県立中央病院と青森市民病院の統合新病院の整備に当たりましては、多額の事業費が見込まれますことから、県の地域医療介護総合確保基金等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援について、要望するものであ

ります。
次に、24ページを御覧ください。
No.24「地方創生に取り組むための財源措置について」につきましては、昨今の物価高騰への対応や子育て世帯の経済的負担の軽減など、地方創生に関する諸課題へ対応していくため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国への働きかけや、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金によるこれまでと同規模以上の財政支援の継続について、要望するものであります。
次に、25ページを御覧ください。
No.25「公共施設等の整備に係る地方債の期間延長について」につきましては、本市における公共施設の維持管理、更新等に係る多額の財政需要が今後も見込まれますことから、公共施設等適正管理推進事業債の期間延長に係る国への働きかけについて、要望するものであります。
企画部所管の要望項目は以上でございます。
○奈良祥孝委員長　続いて、税務部長。
○千葉康伸税務部長　続きまして、税務部所管の２項目について御説明いたします。
いずれも昨年度から継続の項目となっております。
８ページを御覧いただきたいと思います。
No.８「子育て支援について」のうち、子ども医療費助成につきましては、国が責任と財源を明確にした上で、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど、必要な措置を講じるべきものであると考えますことから、十分な財政措置を行うことに係る国への働きかけについて要望するものであります。
次に、９ページを御覧ください。
No.９「国民健康保険の保険者努力支援制度（取組評価分）における『こどもの医療の適正化等の取組』のうち、こどもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標の撤廃について」であります。当該指標につきましては、子ども医療費助成に係る窓口負担をした場合に加点される制度となっており、子育て政策を後退させるような指標となっていることから、撤廃することに係る国への働きかけについて要望するものであります。
税務部所管の要望項目は以上でございます。
○奈良祥孝委員長　ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○奈良祥孝委員長　質疑はないものと認めます。
次に、「令和８年度下期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。
○金谷浩光企画部長　令和８年度下期における青森競輪開催日程について御報告いたします。
お手元の資料「青森けいりん開催日程表」を御覧ください。
本場の開催日程につきましては、９月30日水曜日から10月２日金曜日までのミッ

ドナイト競輪をはじめ７節21日間を予定しておりますほか、全国の他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外につきましても、資料に掲載のとおり予定しているところであります。

また、青森競輪場では、本日から９月６日までの日程で、青森競輪開設76周年みちのく記念競輪善知鳥杯争奪戦（ＧⅢ）を開催しております。

期間中は、競輪界のトップ選手を観戦するため、全国から多くのお客様が来場することが予想されますことから、警察とも連携し、万全の体制を整えるほか、御家族連れの皆様にも楽しんでいただけるイベント等を多数実施する予定としておりますので、委員の皆様におかれましても、お時間がありましたらぜひ御視察いただきますようお願い申し上げます。

青森競輪場では、今後も引き続き、本市の財政健全化に安定的に寄与するため、売上げの確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいりますので、委員の皆様には引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長　ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。総務部長。

○小野正貴総務部長　報告したい事項がありますので、委員の皆様に資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○奈良祥孝委員長　お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○小野正貴総務部長　令和８年９月２日に発表されましたレベル４土砂災害危険警報等について、２件御報告いたします。

まず、資料１を御覧いただきたいと存じます。

「１　警報等発令状況」でありますが、２時38分にレベル３大雨警報が発表されました。３時44分にはレベル４土砂災害危険警報が、４時30分にはレベル３氾濫警報、４時55分にはレベル４大雨危険警報がそれぞれ発表されたところであります。

「２　避難指示」でありますが、土砂災害危険警報に基づきまして、４時20分に浪岡大字大釈迦、徳才子等の地区、世帯数で855世帯、1689人を対象といたしまして、避難指示を出しました。避難所は旧大栄小学校、浪岡北小学校に開設いたしました。旧大栄小学校には最大で３世帯５人が避難されました。浪岡北小学校には最大で４世帯11人が避難されたところであります。

「３　被害情報」でありますが、９月３日９時現在でありますが、人的被害はありません。大矢沢地区におきまして、冠水道路に侵入した車両が走行不能になりまして、車内に閉じ込められた事案がありましたが、その後救出されております。そ

の他、市内数か所で道路冠水が発生いたしましたが、いずれも自然解消しているところであります。

「４　対応状況等」については、記載のとおりでありますが、そのうち５時20分のところになります赤川と浪岡川が避難判断水位に到達いたします。これを受けまして、避難所の開設準備をしつつ、いずれも氾濫危険水位が2.5メートルでありましたので、避難所の開設準備をしつつ、水位を見ておりましたところ、水位が安定いたしましたことから、こちらについては、避難指示――避難所の開設はしなかったところであります。

以上が資料１の説明になります。

続きまして、資料２であります。

９月２日22時23分発表のレベル４土砂災害危険警報等についてであります。

「１　警報等発表状況」でありますが、９月２日22時23分にレベル４土砂災害危険警報が発表されました。その後、９月３日０時59分にレベル３大雨警報、１時34分にはレベル４大雨危険警報が発表されました。

「２　緊急安全確保等」についてでありますが、まず、「（１）避難指示（土砂災害危険警報に基づくもの）」でありますが、９月２日23時30分に浪岡地区杉沢、女鹿沢等、対象世帯836世帯、1690人を対象に避難指示を出しました。避難所でありますが、浪岡北小学校と本郷小学校に避難所を開設いたしました。避難者数は最大で２人でありました。

次に、「（２）緊急安全確保」でありますが、瀬戸子川が河川氾濫いたしましたことから、９月３日１時50分、瀬戸子磯田等の地区、対象世帯が456世帯892人を対象に避難指示を出しました。避難所ですけれども、北小学校、油川市民センター、北部地区農村環境改善センターに開設いたしました。ただし、避難者はありませんでした。

また、内真部川が河川氾濫のおそれがありましたことから、９月３日４時３分、内真部平岡等に世帯数306世帯556人を対象といたしまして、避難指示を出しました。避難所の開設は北小学校、避難者はゼロ人でありました。先ほど、（２）のところ、避難指示と申しましたけれども、緊急安全確保を発表したところであります。

「３　被害情報」でありますが、本日の９時現在であります。人的被害はありません。住家被害といたしまして、床下浸水２件が発生しております。「①飛鳥字岸田」でありますが、150メートル程度冠水いたしまして、住宅が道路より低い場所に立地しているため、床下浸水したというところです。道路維持課職員が道路にパイロンを設置いたしまして、公園河川課におきましては、市長の指示によりまして、公園河川課で保有しておりますポンプで排水作業を実施したところであります。「②奥内字平塚」でありますが、付近道路が200メートル程度冠水いたしまして、住宅１件が床下浸水いたしました。住宅でありますが、家の方々は旅行中で不在であり、消防が土のう７袋を配備いたしまして、冠水は自然解消したところであります。

次のページになります。

土砂災害であります。国道103号線――八甲田ロープウェイから酸ヶ湯温泉の間の一部でありますが、大雨によりまして、道路へ土砂が流出したところであります。これを受けまして、警察官による通行止めを実施いたしまして、４時20分に県が委託業者による土砂撤去作業を完了し、通行止めは解除されているところであります。また、市内数か所で道路冠水が発生いたしましたが、いずれも自然解消したところであります。

「４　対応状況等」については記載のとおりであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長　ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員　土砂災害の対応、お疲れさまでございます。

資料１の「２　避難指示」の開設避難所のところ、旧大栄小学校と浪岡北小学校の人数は逆じゃないですか。私も避難所に行ったら 11 人はいました。

○奈良祥孝委員長　総務部長。

○小野正貴総務部長　担当課に確認いたします。

○奈良祥孝委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　浪岡地区を把握しておりますので、私がお答えします。

旧大栄小学校が 11 名です。すみません。

○奈良祥孝委員長　天内委員。

○天内慎也委員　消防にお聞きしますが、大釈迦地区がちょうど集中的な大雨が降ったんですけれども、私のところの消防団だけなんですかね。消防団に連絡は来たんですか。自分たちは動いていますけれども、団長から連絡が来ないんですよ。

○奈良祥孝委員長　総務部理事、消防長。

○佐々木和人総務部理事　通常、消防に 119 番が入りまして、出動となった場合は、消防団にも、基本的にはメールでお知らせしております。その後団長や分団長から連絡が入る体制になっているところです。

以上です。

○奈良祥孝委員長　ほかにありませんか。中田委員。

○中田靖人委員　夜遅くと、朝方ですが、避難された方々はどうやって情報をキャッチして――誰か誘導する人がいて避難できたのか、教えてください。

○奈良祥孝委員長　総務部長。

○小野正貴総務部長　周知につきましては、まず、一斉送信システムによりまして、恐らくスマートフォンをお持ちの方は一斉に鳴ったと思います。あと電話・ファクスサービスに登録されている方は、そちらを使って周知しています。

ただし、広報車などは雨が強かったので、聞こえないだろうということで、そこはできなかったというところです。

あとは、誘導員と言いますか――そういう職員は配置していませんので、避難所には避難所配置職員が控え、そちらで待っているという状況でありました。

以上です。

○奈良祥孝委員長　中田委員。

○中田靖人委員　そうすると、市から発信した情報をキャッチした人が、情報を基に能動的に自分から来たということですね。

○奈良祥孝委員長　総務部長。

○小野正貴総務部長　あと、テレビ等でもこのような発表が出ておりました。

以上です。

○奈良祥孝委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　資料１の「３　被害情報」の車両の走行不能・車内閉じ込めというのがあるんですが、千葉の大雨災害でこういうことで亡くなった方もいて、画面から見ていた情報だったんですけれども、実際に身近でこういうのがあるんだな、怖いなと思いました。

この件を、分かる範囲でいいので、もう少し状況を教えていただけませんか。

○奈良祥孝委員長　総務部理事、消防長。

○佐々木和人総務部理事　ただいまの事案につきましては、幸畑松元地区のコロニー印刷付近の南側から侵入して北側に行く通りになります。そこで 70 代女性の方が車両走行中に水で車が動かなくなったということで 119 番が入りまして、当消防本部の救助事案として、救出に向かいましたが、消防が活動する前に、地元の住民の方に助けていただいたところです。水深は 40 センチメートル程度のものでした。

以上です。

○奈良祥孝委員長　ほかにありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員　避難所を開設してもゼロ人――誰も来なかったということですが、職員がまず行って、開けて、解除になるまで、そこでずっと待っている状況ということなんですか。

○奈良祥孝委員長　総務部長。

○小野正貴総務部長　そうです。まだ警報等が出ている――危険があるという状況の中、その段階ではまだ避難所は開けていまして、開けている間中は避難所配置職員がいるというところであります。

参考までに申し上げますと、本日出されました土砂災害危険警報が、まだ解除されておりませんので、今避難者はいないんですが、まだ避難所に避難所配置職員が控えているところであります。

以上です。

○奈良祥孝委員長　ほかに発言ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員　よくテレビで、千葉などのほうで大雨災害のときに話されるのが、

レベル４とか５になると、避難しないほうがいい、要するに垂直避難したほうがいいという話が出ていますけれども、そこのところはどういうものなんですか。要するに外に出てしまうと､かえって危ないというふうに言われているんですけれども、そこのところ、市の危機管理として、どう捉えているのか教えてください。

○奈良祥孝委員長　総務部長。

○小野正貴総務部長　まず、本日の例で申し上げますと、瀬戸子川が氾濫したということで、緊急安全確保として、まずは自分の身を守ってくださいなどということを１回発令しております。その後に避難所を開設したので、そちらのほうに避難所を開設しましたということで、二段階で発令させていただきましたが、やはり状況によっては、外に出て歩くこと自体――もう水が来てしまって流されて足が取られるという状況であれば、そこは自宅の２階に避難するなどのほうがよろしいのかもしれませんけれども、いずれにしても、どちらでも対応できるように当方では準備をしていくというところであります。

以上です。

○奈良祥孝委員長　奈良岡委員。

○奈良岡隆委員　青森の場合は大雨が今までそんなになかったので、これからでも、こういう気象状況になることもあるかと思うので、他市の例とかも調べて、もう１回考えてもらえればいいのかなと思います。

○奈良祥孝委員長　総務部長。

○小野正貴総務部長　補足の説明をさせていただきます。

本日お配りした資料につきましては､当常任委員会終了後に､全議員の皆様にデータ配信したいと思っておりましたのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○奈良祥孝委員長　ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長　この際、私から申し上げます。

既に御承知のように、今期定例会が任期中最後の定例会となりますが、来る 10 月及び 11 月の常任委員協議会は、慣例によりまして、特段の事情がない限り開催しないこととしたいと思います。あらかじめ御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）